

## 令和6年度住まいの省エネ促進事業費補助金実施要領

### 第1 目的

この要領は、住まいの省エネ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 国補助金

1 要綱第3条に規定した国補助金は、以下のとおりとする。

① こどもエコすまい支援事業補助金
② 子育てエコホーム支援事業補助金
③ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)
④ 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金 (地域型住宅グリーン化事業)
⑤ 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業(次世代ZEH+(注文住宅)実証事業)
⑥ 先進的窓リノベ事業補助金
⑦ 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金 (次世代省エネ建材の実証支援事業)
⑧ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (既存住宅における断熱リフォーム支援事業)
⑨ 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)

2 前項に掲げる国補助金以外については、別途協議による。

### 第3 補助対象者

要綱第5条第2項に定める要件は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること
- (2) 申請時において、全ての県税に未納がないこと

### 第4 補助対象事業の要件

要綱第6条第2項に定める要件は、次の各号に全て適合するものとする。

- (1) 過去に省エネ補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 石川県が認定するゼロエネ住宅アドバイザー（認定される見込みの者も含む）又はエコ住宅アドバイザーの監修のもとで行っていること。
- (3) 国補助金の手続が完了していること。
- (4) 当該年度に同一建築物に対し本補助金の交付を受けていないこと。

### 第5 補助金の額

要綱第7条第3号に定める算出方法は、国の補助金の交付額の1/2又は上限5万円の

いずれか低い額とし、千円未満は切り捨てる。

## 第6 申請方法等

- 1 要綱第8条第1項に定める期限は、国補助金の額の確定通知日が令和6年4月1日以降で、額の確定後30日以内若しくは令和7年3月31日のいずれか早い日とする。ただし、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事と協議し、その指示に従うものとする。

なお、提出先は〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課 とする。

- 2 要綱第8条第1項に定める必要書類は以下のとおりとする。

① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）
② 個人の場合：住民票の写し 法人の場合：商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し
③ 工事請負契約書の写し（新築建売住宅の購入の場合は売買契約書の写し、改修の場合は工事内容・内訳（金額）のわかるもの）
④ BELS 評価書若しくは住宅性能評価の通知書、長期優良住宅認定通知書、低炭素住宅認定通知書、性能向上計画認定通知書、フラット35適合証明書の写し（新築のみ） ※長期優良住宅、低炭素住宅及び性能向上計画認定、フラット35適合証明は、令和4年10月1日以降に申請を行ったもの ※ZEH及びNearly ZEHについて、BELS及びフラット35適合証明以外を添付する場合、計算書も添付する
⑤ 国補助金の額の確定通知書の写し（国の手続が完了したことが分かるもの） ※国補助金の申請ができない場合、建築基準法の検査済証又は建設住宅性能評価通知書の写し
⑥ 債権者登録申出書
⑦ 振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー
⑧ 改修の場合は国補助金額の算定資料（工事内容・内訳（金額）のわかるもの）
⑨ その他知事が必要と認める書類

## 第7 交付の決定及び額の確定

要綱第9条第1項に定める通知は、補助対象者が法人又は個人事業主の場合、施主に対しても通知するものとする。

## 第8 補助金の返還

要綱第12条第1項に定める期限は納付書に記載された期日とする。

## 第9 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。